2　各基準アンテナの直径について、制限値は、epfd↓レベルに対しデシベルで直線的かつ時間率に対し対数関数的なデータ点を直線で結ぶプロット線上の完全な曲線からなる。

3　非静止衛星システムは、40kHz 及び 1MHz の基準帯域幅でこの表の制限値に適合すること。

4　この節では、非静止衛星による固定衛星業務システムの静止衛星による固定衛星業務システムに対する干渉の計算にのみ ITU-R 勧告 S.1428 の基準パターンを用いること。

表 1D[1、2]

30cm、45cm、60cm、90cm、120cm、180cm、240cm 及び 300cm の放送衛星業務アンテナに対する特定の周波数帯における非静止衛星による固定衛星業務システムにより発射される epfd↓の総和の制限値

周波数帯 (GHz)	epfd↓ dB(W/m²)	epfd↓が超過されていない時間率	基準帯域幅 (kHz)	基準アンテナ口径及び基準発射パターン[3]
11.7- 12.5 GHz （第一地域） 11.7-12.2 GHz 及び 12.5-12.75 GHz （第三地域） 12.2-12.7 GHz （第二地域）	-160.4	0	40	30cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-160.1	25		
	-158.6	96		
	-158.6	98		
	-158.33	98		
	-158.33	100		
	-170	0	40	45cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-167	66		
	-164	97.75		
	-160.75	99.33		
	-160	99.95		
	-160	100		
	-171	0	40	60cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-168.75	90		
	-167.75	97.8		
	-162	99.6		
	-161	99.8		
	-160.2	99.9		
	-160	99.99		
	-160	100		
	-173.75	0	40	90cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-173	33		
	-171	98		
	-165.5	99.1		
	-163	99.5		
	-161	99.8		
	-160	99.97		
	-160	100		
	-177	0	40	120cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-175.25	90		
	-173.75	98.9		
	-173	98.9		
	-169.5	99.5		
	-167.8	99.7		
	-164	99.82		
	-161.9	99.9		
	-161	99.965		
	-160.4	99.993		
	-160	100		
	-179.5	0	40	180cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-178.66	33		
	-176.25	98.5		
	-163.25	99.81		
	-161.5	99.91		
	-160.35	99.975		
	-160	99.995		
	-160	100		
	-182	0	40	240cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-180.9	33		
	-178	99.25		
	-164.4	99.85		
	-161.9	99.94		
	-160.5	99.98		
	-160	99.995		
	-160	100		
	-186.5	0	40	300cm ITU-R 勧告 BO.1443 第 1 附属書
	-184	33		
	-180.5	99.5		
	-173	99.7		
	-167	99.83		
	-162	99.94		
	-160	99.97		
	-160	100		

1　180cm、240cm及び300cmの放送衛星業務アンテナの直径では、表COM5/6-1Dに示した制限値の総和に加えて、以下の100%時間epfd↓の総和の制限値も適用する。

100%時間 epfd↓dB(W/(m² · 40 kHz))	緯度（北又は南）（度）
-160	0 ≤ \|緯度\| ≤ 57.5
-160 + 3.4 (57.5 - \|緯度\|)/4	57.5 < \|緯度\| ≤ 63.75
-165.3	63.75 < \|緯度\|

2　各基準アンテナの直径について、制限値は、epfd↓レベルに対しデシベルで直線的な、時間率に対し対数関数的な、データ点を直線で結ぶプロット線上の完全な曲線からなる。240cmの放送衛星業務アンテナの直径では、上記の 100%時間 epfd↓の総和の制限値に加えて、a-167dB(W/(m2·40kHz))総 100%時間運用 epfd↓制限値も、第二地域の西に 140° W、北に 60° N に位置し、5° より大きい仰角で、それぞれ西に 91° W、101° W、110° W、119° W 及び 148° W の静止衛星による放送衛星業務衛星を指す受信アンテナに適用する。この制限値は、15 年の移行期間中において有効である。